

平成23年第7回防府市議会定例会会議録（その1）

○平成23年11月30日（水曜日）

○議事日程

平成23年11月30日（水曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 議席の変更
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 許可第 2号 防府市議会議長の辞職について（追加）
- 6 選挙第 2号 防府市議会議長の選挙について（追加）
- 7 議席の一部変更について（追加）
- 8 選任第 7号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について
- 9 議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）
- 10 各常任委員会正副委員長の互選について
- 11 市長行政報告
- 12 総合交通体系調査特別委員会の中間報告
- 13 議案第74号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第10号）
（教育民生委員会委員長報告）
- 14 決議第 5号 学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議（追加）
- 15 選挙第 1号 防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 16 選任第 4号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 17 選任第 5号 防府市監査委員の選任について
- 18 選任第 6号 防府市公平委員会委員の選任について
- 19 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 20 報告第26号 有限会社野島海運の経営状況報告について
- 21 報告第27号 契約の報告について
- 22 報告第28号 契約の報告について
- 23 議案第75号 防府市環境基本計画について
- 24 議案第76号 第二次防府市生涯学習推進計画について

- 25 議案第77号 指定管理者の指定について
- 26 議案第78号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 議案第79号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 27 議案第80号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について
- 28 議案第81号 防府市特別職報酬等審議会条例中改正について
- 29 議案第82号 職員の給与に関する条例等中改正について
- 議案第87号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第89号 平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第90号 平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第91号 平成23年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 平成23年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 30 議案第83号 防府市手数料条例中改正について
- 31 議案第84号 防府市特別会計条例中改正について
- 32 議案第85号 防府市奨学資金貸付条例中改正について
- 議案第86号 防府市奨学生選考審査会条例中改正について
- 33 議案第88号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第13号）
- 34 議案第93号 平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	松村	学君	2番	土井	章君
3番	山田	耕治君	4番	中林	堅造君

5番	山本久江君	6番	重川恭年君
7番	三原昭治君	8番	木村一彦君
9番	横田和雄君	10番	高砂朋子君
11番	山根祐二君	12番	斉藤旭君
13番	河杉憲二君	14番	青木明夫君
15番	弘中正俊君	16番	大田雄二郎君
18番	佐鹿博敏君	19番	安藤二郎君
20番	久保玄爾君	21番	今津誠一君
22番	山下和明君	23番	藤本和久君
24番	田中敏靖君	25番	田中健次君
27番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	安田憲生君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	福谷真人君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	権代眞明君	健康福祉部長	田中進君
教育長	杉山一茂君	教育部長	藤井雅夫君
上下水道事業管理者	浅田道生君	上下水道局次長	岡本幸生君
消防長	秋山信隆君	代表監査委員	和田康夫君
入札検査室長	福田一夫君	農業委員会事務局長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長	高橋光之君	監査委員事務局長	永田美津生君

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開会

○議長（行重延昭君） ただいまから平成23年第7回防府市議会定例会を開会いたし

ます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議席の変更

○議長（行重 延昭君） 議席の変更についてを議題といたします。

議席の変更を議会運営委員会において御相談申し上げ、決定を見ましたので、議席順に指名を御報告申し上げます。局長より報告いたさせます。局長。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、御報告申し上げます。

敬称は、省略させていただきます。

1 番	松 村 副議長	2 番	土 井 議 員
3 番	山 田 議 員	4 番	中 林 議 員
5 番	山 本 議 員	6 番	重 川 議 員
7 番	三 原 議 員	8 番	木 村 議 員
9 番	横 田 議 員	10 番	高 砂 議 員
11 番	山 根 議 員	12 番	斉 藤 議 員
13 番	河 杉 議 員	14 番	青 木 議 員
15 番	弘 中 議 員	16 番	大 田 議 員
18 番	佐 鹿 議 員	19 番	安 藤 議 員
20 番	久 保 議 員	21 番	今 津 議 員
22 番	山 下 議 員	23 番	藤 本 議 員
24 番	田中敏靖議 員	25 番	田中健次議 員
27 番	行 重 議 長		

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま御報告いたしましたとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前10時 2分 休憩

午前10時 5分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、恐れ入りますが、ただいま決定を見ました議席にそれぞれ御着席、御移動いただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時 6分 休憩

午前10時 7分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

21番、今津議員、22番、山下議員、御兩名をお願い申し上げます。

許可第2号防府市議会議長の辞職について（追加）

○議長（行重 延昭君） さて、私は都合により、議長の辞職願を副議長に提出いたしておりますので、お諮りをいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

私の一身上の事柄に関することとございますので、これより除斥のため退場することとし、議事進行を副議長と交代いたします。副議長、よろしく申し上げます。

〔議長退場 副議長着席〕

午前10時 8分 休憩

午前10時 8分 開議

○副議長（松村 学君） それでは、かわって議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、議長の辞職願を局長より朗読させます。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、朗読いたします。

辞職願

私儀、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願ひ申し上げます。

平成23年11月30日

防府市議会議長 行重延昭

防府市議会副議長 松村 学様

以上でございます。

○副議長（松村 学君） お諮りします。

本件については、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで、行重前議長より辞職のごあいさつをいただきたいと思ひます。どうぞ。

〔前議長 行重 延昭君 登壇〕

○27番（行重 延昭君） 議長を辞任するに当たりまして、皆様方に一言ごあいさつを申し上げます。

振り返りますと、平成18年12月、市議会定例会におきまして、議員各位の御支援によりまして御推挙いただき、市議会議長職につかせていただきました。自来5年間、皆様の御支援、御協力をいただきましたことを衷心より厚くお礼申し上げます。

その間、21年の豪雨災害や東日本大震災、原発事故、また議員定数の問題等がございました。その中、議会基本条例の制定により議会改革も進んでいるさなかではありますが、在任中、皆様方の御期待に十分添い得なかつた点多々あったことと、おわびを申し上げる次第であります。

なお、これからも皆様、議員とともに、市勢発展のため、市民福祉の増進のために全力を尽くしてまいりたいと存じますので、相変わらずの御支援を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

また、松浦市長をはじめ、理事者各位におかれましては、格別の御支援、御協力をいた

だき、曲がりなりにもこの職を果たすことができました。心から、ここの席から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上、簡単でございますが、議長辞職のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松村 学君） それでは、僭越ではございますが、議員を代表いたしまして、行重前議長に一言謝辞を申し上げます。

〔副議長 松村 学君 登壇〕

○副議長（松村 学君） 行重前議長は、円満な人柄と持ち前のぶれない政治姿勢、そして卓越した調整能力により、5年間という長きにわたり議長職を担っていただきました。その間、山口県市議会議長会会長や全国競輪主催地議会議長会副会長など、県や国に対しても、その手腕を発揮されました。

本市議会では、市民に開かれた議会を目指し、急速な議会改革を断行され、その結果、議会基本条例の制定、市議会インターネット中継、市議会報告会や懇談会の実現など、市民とより緊密な議会のあり方を示されました。心から感謝申し上げます。

在任中は、体調を壊されても毎日議長室で執務をとられ、執行部や全議員の動向など細やかに配慮され、円滑な議会運営に尽力いただきました。ここに改めて敬意と謝意を表すものでございます。

どうか今後とも本市発展のために御尽力を賜りますよう、また御健康にはくれぐれも留意していただきますようお願い申し上げます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

選挙第2号防府市議会議長の選挙について（追加）

○副議長（松村 学君） それでは、ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

○副議長（松村 学君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松村 学君） ただいまの出席議員数は25名でございます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（松村 学君） 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

なお、議員の中には同姓の方もおられますので、この場合は、姓名ともにお書きください。姓だけのものは無効となりますので、くれぐれも御注意くださいますよう申し添えておきます。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

それでは、点呼を行います。

〔点呼 投票〕

○副議長（松村 学君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（松村 学君） これより開票を行います。防府市議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に大田議員、横田議員の御両名を御指名いたします。

立会人の御両名は前に出ていただきます。

投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。

〔開票〕

○副議長（松村 学君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 25票

有効投票中

安藤議員 16票

山下議員 3票

田中敏靖議員	2票
木村議員	2票
三原議員	1票
斉藤議員	1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票でございます。よって、安藤議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました安藤議員に、防府市議会会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。

〔当選告知〕

○副議長（松村 学君） これより議長に当選されました安藤議員に就任のごあいさつをお願いいたします。どうぞ。

〔議長 安藤 二郎君 登壇〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、議長就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま不肖私、議員の皆様のご多数の御推挙によりまして議長の要職につくことになりましたことは、まことに身に余る光栄でありまして、衷心より感謝を申し上げます。

私は、みずからの浅学非才を顧みますと、責任の重大さを一層痛感いたしておりますが、ここに皆様方の御推挙を受けました上には、本市の発展と市民福祉の推進に誠心誠意努力していく所存でございます。

何とぞ先輩、同僚議員の皆様方の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松村 学君） それでは、新議長と交代いたします。ありがとうございました。

〔議長 安藤 二郎君 議長席に着く〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、ここで市長から執行部を代表いたしまして、新旧議長に対してごあいさつを申し述べられます。よろしく申し上げます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 執行部を代表いたしまして、行重議長さんへの御礼と新たに就任されました安藤議長さんにお祝いを申し上げたいと存じます。

行重議長さんにおかれましては、平成18年12月から5年間という長きにわたりまして、市政に対し適時適切な御助言を賜り、おかげをもちましてスムーズな行政運営を図ることができましたことを心から御礼申し上げます。

この5年間、山口県市議会議長会会長や全国競輪主催地議長会副会長及び中四国部会長などの大役を歴任されるとともに、議会基本条例の制定に尽力されました。さらには、議員定数削減という課題にも取り組まれ、深く敬意を表する次第でございます。今後とも市勢発展のため、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新たに御就任されました安藤議長さん、まことにおめでとうございます。安藤議長さんには、その豊富な御見識により、市勢の発展にさらなる御尽力をいただきますよう心から念じ上げますとともに、私ども執行部に対しましても一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、甚だ粗辞ではございますが、執行部を代表いたしまして、御礼とお祝いの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議席の一部変更について（追加）

○議長（安藤 二郎君） それでは、議長の選挙に伴いまして、議席の一部変更をしたいと思います。

お諮りをいたします。議長の議席につきましては、慣例により議長は27番とすることになっております。このたびも議長は27番とするよう取り扱うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議長は慣例のとおりとし、行重議員は19番に議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定しました議席に御着席、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

選任第7号防府市議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（安藤 二郎君） 選任第7号を議題といたします。

これより議会運営委員会委員の選任を行います。

防府市議会委員会条例第8条の規定により御指名いたします。事務局長から報告させます。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、御報告申し上げます。

敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

青木議員、大田議員、土井議員、山根議員、横田議員。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） ただいま報告しましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま御指名いたしました方々を選任いたしました。

なお、防府市議会委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会の委員定数は9名となっており、ただいまのところ4名の欠員を生じております。この定数に満たない場合の選出方法については、本議会の運営基準により、協議の上、決定することになっておりますので、ここで暫時休憩し、議会運営委員会を開催の上、ただいま選任されました5名の委員の方に御協議をお願いしたいと思います。

委員の方は1階第1委員会室にお集まりください。

なお、委員以外の皆さんには、委員選出のため、会派内での協議等が必要な場合がございますので、各会派の部屋のほうで待機されるようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、欠員が生じております4名につきましては、前進、七日会、日本共産党、民意クラブからそれぞれ1名を選出することになり、4会派内でそれぞれ協議が行われ、委員が選出されましたので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、御報告申し上げます。

敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

今津議員、河杉議員、三原議員、山本議員。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） ただいま報告しましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま御指名いたしました方々が選任されました。

ここで、議会運営委員会の正副委員長の互選を行います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩といたします。委員の方は1階第1委員会室にお集まりください。

午前10時50分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので御報告申し上げます。

委員長に土井議員、副委員長に河杉議員。

以上でございます。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。この際、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題といたします。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてお諮りをいたします。

議会運営委員長から、所管事項のうち防府市議会会議規則第95条第2項の規定によって、1、次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査、2、議会運営に関する事、3、会議規則、委員会条例等に関する事、4、議長の諮問に関する事、5、議会運営の効率化の調査等について、地方自治法第109条の2第5項の規定による特定事件として閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり、申し出の事件について、閉会中もなお調査・研究を行い、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については、議員の任期中の継続審査とし、その他の事件については、その調査・研究等が終了するまでの間、これを特定事件として審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、申し出の事件を地方自治法第109条第9項の規定による事件とし、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については議員の任期中、その他の事件についてはその調査・研究等が終了するまでの間、審査に付することに決定いたしました。

各常任委員会正副委員長の互選について

○議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。慣例により、各常任委員会正副委員長の互選を行いたいと思います。

したがいまして、この際、各常任委員会正副委員長互選のため暫時休憩し、各常任委員会を開催していただくことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、これより暫時休憩し、各常任委員会を開催の上、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各常任委員会の開催場所を御案内いたします。総務委員会は1階第1委員会室、教育民生委員会は1階第1応接室、産業建設委員会は1階議会運営委員会室。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時 3分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に互選が行われましたので、結果を御報告いたします。

総務委員長、三原議員、副委員長、青木議員、教育民生委員長、重川議員、副委員長、大田議員、産業建設委員長、久保議員、副委員長、横田議員。

以上でございます。

市長行政報告

○議長（安藤 二郎君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず、住民訴訟の裁判について御報告申し上げます。

本件は、平成23年4月6日に長尾敬羊氏から、防府市長を被告として提訴されました損害賠償の請求を求める住民訴訟でございます。

山口地方裁判所において審理が進められておりましたが、平成23年9月27日に原告から、訴えの取下書が提出され、平成23年10月18日付の確定証明書により、その取り下げの効力が生じたことを確認したものでございます。

なお、本件は、審理の過程において原告が訴えを取り下げるという形で、事実上、本市が勝訴したと同様の結果を得たものでありますことから、これに伴い弁護士に支払うこととなる成功報酬金等につきましては、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置し、支払いを済ませております。

続きまして、離島航路定期船「ニューのしま」の乗揚げ事故について御報告申し上げます。

野島と三田尻港を結ぶ離島航路において、11月23日午後6時ごろ、野島に向かう定期船「ニューのしま」が、野島近海でエンジンが停止して東方向に流され、野島の津久美浜に乗り揚げる事故が発生いたしました。

この事故により、定期船を御利用いただいている皆様はもちろんのこと、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけすることとなり、深くおわび申し上げます。

幸いなことに、乗客の皆様や乗組員にけがはございませんでしたが、このような事故を再び起こすことのないよう、一層の安全管理と安全運航に努めてまいります。

「ニューのしま」の事故による破損は著しく、修理が困難な状況でありまして、当面は、予備船「のしま」を使用して島民の皆様の生活航路を確保してまいります。航路をより安全に、また確実に維持するためには、大破した「ニューのしま」及び老朽化の著しい予備船「のしま」にかわる船を早急に調達することが必要となっております。

野島～三田尻航路の新船建造につきましては、本年6月の有限会社野島海運の臨時株主総会で承認され、本年8月に野島～三田尻航路改善協議会を設置して、新船建造を含む「航路改善計画」の策定準備を進めていたところでございますので、取り急ぎ昨日午後、国土交通省中国運輸局長外7名の方々にお会いし、平成25年度建造予定の新船について年度を早めて、早期の建造が実現するよう要請し、最大限の御協力がいただける旨の回答を得たところでございます。

今後、野島～三田尻航路改善協議会とも協議し、皆様に御不自由をおかけしないよう、一日も早い新船の建造、就航に向け、準備を進めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。

したがいまして、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお

願ひ申し上げます。

総合交通体系調査特別委員会の中間報告

○議長（安藤 二郎君） この際、総合交通体系調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。藤本特別委員長。

〔総合交通体系調査特別委員長 藤本 和久君 登壇〕

○23番（藤本 和久君） 去る10月20日に、総合交通体系調査特別委員会を開催し、「防府市生活交通活性化推進協議会」及び「野島～三田尻航路改善協議会」について協議いたしましたので、御報告申し上げます。

執行部より、「防府市生活交通活性化推進協議会」及び「野島～三田尻航路改善協議会」について説明がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、防府市生活交通活性化推進協議会についてでございますが、「この協議会は、平成20年度に策定いたしました防府市生活交通活性化計画に基づく取り組みに意見をもらう場として平成21年度に設置したもので、その中で、平成21年度は、防府市生活交通利用促進週間の取り組みとして、バス半額券の配布を実施いたしました。

半額券の利用状況につきましては、市広報とチラシを合わせ11万7,000枚配布いたしましたして、1,351枚、約1.2%の利用がございました。

また、既存の潮合経由小茅線のうち4便を振りかえて開作経由小茅線として、既存の中浦線のうち5便を振りかえて、晒石経由小茅線として2路線を新設するとともに、うめてらすのオープンにあわせまして阿弥陀寺線の経路の一部変更を防長交通と協議し、平成22年4月から運行を開始しています。その結果、平成22年度の利用者数は平成21年度に対しまして、小茅線と中浦線の合計では2,785人の増となりましたが、阿弥陀寺線では1,048人の減となっております。

また、平成22年度については、協議会の意見を踏まえまして、生活交通利用促進週間を促進月間に変更し、この拡大した期間にさまざまな取り組みを総合的・集中的に実施することで、生活交通の活性化が効果的なものになるよう取り組みをしました。

なお、バス半額券の利用者は前年度の倍の2,688枚となっております。その他、上中西停留所の新設を協議、実施し、利便性の向上を図ったところでございます。

平成23年度には、徳山工業高等専門学校に防府市のバス路線の研究をお願いいたしました。これは、防府市の人口分布データとGIS（地図情報データ）を複合利用いたしまして、コミュニティバスのルート研究や大道・小野・富海の周辺3地域のバス路線のあり方、また、バス路線の空白地帯であります新築地方面の対策研究でございます。その研究

成果につきましては、今年度末にいただける予定でございますので、平成24年度以降、バス事業者等で検討していただきたいと考えております。

さて、路線バスの利用者の推移でございますが、平成20年度が47万人となっておりますが、その年のリーマンショックの影響もあり、平成22年度は38万6,000人となっております。防長交通防府営業所に原因を聞いたところ、特に大きな要因はないということで、自然減という回答をいただいております。

防府市生活交通活性化計画では、平成25年度の利用者45万人達成の目標数値を掲げておりますが、大変厳しい状況であるという認識をいたしておりますので、その見直しも必要と考えています」との報告を受けました。

続きまして、野島～三田尻航路改善協議会についてでございますが、「この協議会は、航路及び航路経営の将来見通し、経営の改善方針等について検討を行い、航路改善計画を策定することを目的に平成23年8月に設置したもので、野島の住民代表や地域経済界の代表、財務会計専門家、航路事業者、国、県、市の11名で構成されております。この航路改善計画の中で、老朽化が問題となっている定期船「ニューのしま」にかわる新しい船舶についての方向性が示される予定となっております」との報告を受けました。

質疑等の主なものを申し上げますと、「久兼でフリー乗降というのをやっているが、ほかの地域でもできないのか」との質疑に対して、「向島の入り口から小田方面に行く間はフリー乗降が可能ではないかという検討もしています。しかし、申請はバス会社のほうがしていただくことになり、公安当局との協議も必要となります」との答弁がございました。

これに対して、「バス会社のほうに向島のフリー乗降について申請するように働きかけるべきではないか」との意見がございました。

次に、「野島航路の新造船の建造はどのような方法を考えているか」との質疑に対し、「市のほうでつくりまして、運航事業者に貸し付ける方法、あるいは現在の「ニューのしま」と同じ方法ですが、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構と共有建造いたしまして、機構の持ち分に対して、野島海運が使用料として支払いをいたしまして、支払い終了後は野島海運の所有になるという方法もございます」との答弁がございました。

そのほか意見、要望として、「路線バスの赤字解消も大事だが、地球環境や高齢化社会に対応するまちづくりという観点から、老人会等にアンケートするなどして、本当に市民はどういうことを望んでいるのかということ把握してほしい」というものや、「バス停の利便性の向上、あるいは周辺の安全対策をすることが必要ではないか。また、高齢者の中にはバスカードのことを知らない方もいるので、もっと啓発活動をするべきではないか」というもの、「バス半額券を使ったことにより、どれくらい乗降客が増えたか把握す

べきだ」、さらには「野島航路の利用者への補助をもっと増やすべきではないか」というものがございました。

以上をもちまして、総合交通体系調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの特別委員会の中間報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、総合交通体系調査特別委員会の中間報告を終わります。

議案第74号平成23年度防府市一般会計補正予算（第10号）

（教育民生委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第74号を議題といたします。

本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、前教育民生委員長の報告を求めます。弘中前教育民生委員長。

〔前教育民生委員長 弘中 正俊君 登壇〕

○15番（弘中 正俊君） さきの本会議において閉会中の継続審査により教育民生委員会に付託となりました議案第74号平成23年度防府市一般会計補正予算（第10号）につきまして、去る11月15日及び24日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等につきましては、「給食配送業務を直営により実施している長門市との比較で、現在、学校給食センター業務の職員体制は、長門市は3名、防府市は2名となっており、防府市が直営で実施する場合、正規職員を1名増員して対応することとして試算している。給食センターには、所長と副主幹の正規職員がおり、嘱託職員の採用で対応できると考えられるが、正規職員1名で積算している考え方はどうなのか」との質疑に対し、「直営で行う場合の積算は、現在の民間委託で確保されている安心・安全な配送業務の水準を低下させないということを基本としております。給食センター業務については、現在の体制で十分できますが、さらに配送業務を直営で実施する場合には、教育委員会が責任を持って配送業務を行うためには、正規職員1名が必要であるという考えから、このような積算をしております」との答弁がございました。

これに対し、「長門市の直営のように、給食センターの管理業務を正規職員ではなく嘱託職員で行い、学校給食配送業務にかかる管理運営業務を、現在、センターの管理業務を行っている正規職員の副主幹で対応する体制はとれないのか」との質疑に対し、「給食センター業務では、給食調理等一部業務を民間業者に委託していることから、センターの日々の管理業務は指導・交渉等の権限を持ち、意思決定を任せられる正規職員1名が必要

です。いろいろな面で防府市と長門市では、条件の違いがあります。防府市では、給食センターの施設の制約によって、配送に係る時間が長くかかりますし、市が直営で行う場合は、詰所や監視システムが必要となりますが、長門市では、センター施設にスペースがあり、防府市とは周囲の環境が違います。職員体制も、防府市と長門市では、置かれている状況が違いますので、防府市がこれまでのように確実に給食配送業務を行うためには、新たに正規職員を配置する必要があると判断しております」との答弁がございました。

また、「正規職員1名が必要ということだが、日常のセンター業務で、市の職員とセンターの受託業者との業務内容はどのようなことがあるのか」との質疑に対し、「8校の配送業務の中で、毎日各学校から給食数の変更や短縮授業等による頻繁な給食時間の変更などが起こっておりますので、給食数の管理など、常に責任者が調整する必要があります。また、設備のふぐあい等による業者への手配などを行っております」との答弁がございました。

これに対し、「給食数の変更、給食時間の変更の管理に新たな正規職員が必要であるということが理解できないので、嘱託職員で十分可能と考える」との意見がございました。

また、「直営で実施してはどうかという意見が出ているが、配送業務に対する教育委員会の基本的な考え方はどうなのか」との質疑に対し、「行政改革委員会の民間委託の推進についての方針に基づき、調理業務等を含め、民間委託で進めてきております。平成18年の学校給食センター開設当初から民間業者により委託し、これまで交通事故や車両の故障などのトラブルは一度もなく、配送業務に関しては、何らの問題、支障も起こっておりません。したがって、今後の配送業務を検討する際に、民間でできることは民間という行政改革の趣旨に従い、これまでと同様に配送業務の専門的知識、技術を持っておられる民間業者で行うことを基本的な姿勢としております」との答弁がございました。

また、「既に可決された車両4台分は、現在、どのような状況なのか」との質疑に対し、「現在、車両については、入札手続等に入っておりません」との答弁がございました。

これに対し、「いつごろ購入される予定なのか」との質疑に対し、「当初市が車両を購入して、民間委託で配送業務を運行することで提案しておりますので、運行方法が民間委託に決定してから、手続に入りたいと考えております」との答弁がございました。

さらに、「運行方法が決定しないと、車両を購入しない理由はどうなのか」との質疑に対し、「配送委託業務については、4月から教育民生委員会において、3つの業務委託の案について検討していただきましたが、市が車両を購入して業者に配送していただく案で、大方の委員の御了承を得たと考えまして、9月補正で給食配送車両購入の歳出予算と学校給食配送業務の債務負担行為を提案いたしました。したがって、車両の購入と配送業

務の委託については、セットで提案したいと考えております」との答弁がございました。

また、「現時点での配送業務に対する教育委員会の考えはどうか」との質疑に対し、「9月議会の教育民生委員会において、委託と直営の経費比較をするよう求められましたが、市が直営で配送を行うと仮定した場合の試算をして、直営のほうが民間委託より経費がかかるという説明をしてきたところです。

また、市は、配送業務の経験やノウハウを持っておらず、緊急時の迅速な対応も不確定なものとなり、市が直営で配送を行う場合、現在、民間委託業者が実施している水準を確保することは難しいと考えております。

県内で唯一直営で実施している長門市の例についても、調査検討をしてみましたが、本市とは条件の違いがあり、同様の経費で実施することは無理であること。また、安全管理の面でも不安が残ることから、教育委員会としては、総合的なコストの面、また安心・安全、確実性の観点から、今後も給食の配送は、民間委託で実施していきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「来年4月からの配送業務に関して、現時点でのスケジュールはどうなっているのか」との質疑に対し、「11月中旬の時点で、車両の購入について業者に納車の時期を再度確認したところ、東日本大震災の影響に加え、タイの大洪水の影響で、来年4月中旬、あるいは5月末であれば、納車が可能という回答を受けており、4月からの配送業務の実施には、新しい車両は間に合わない状況です。現時点でのスケジュールの案といたしましては、1つは、民間委託の債務負担が認められた後、23年度給食配送業務を受託している業者が所有している車両を購入する交渉を開始し、来年3月末までに車両を市の所有とすることで了承が得られれば、配送業務の入札を行い、4月から新しい業者で、配送業務を開始するという案。

2つ目の案は、24年度予算に1年間の配送業務の委託経費を計上し、23年度給食配送業務の受託業者と24年度1年間の随意契約で給食配送業務を実施する案の2案でございます」との答弁がございました。

また、「安心・安全な給食配送ができるために委託を選択をしたと思われるが、教育の一環としての給食配送に関して、今後、どのように安心・安全なものを高めていくのか」との質疑に対し、「これまで民間業者に配送業務を委託し、実績もありますので、今後、入札を行う場合には、現在のレベルをいかに維持することができるか、入札条件を精査し直したいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「直営と委託の比較資料で見ると、教育委員会の出した数字は、直営が高いものになっているが、正規職員の給与等、あるいは

監視システム代、詰め所のリース代等は、ある意味、直営の経費が高くなるような形にしたとしか考えられず、直営ですべきと考える」との反対意見、また、「このたびの学校給食配送業務は、直営のほうが比較的安価と考えられ、直接雇用により直営でできると判断する。なお、9月議会で議決している配送車両については、早急に購入すべきであることを望んでいる」との反対意見や、「教育の問題に経費の問題だけを取り上げるべきではないと考えており、今まで委託した業者には、安心・安全な運行に努めていただいて、一度の問題もないこと。また、第4回目の教育民生委員会の所管事務調査において、業務委託の第2案で、大方の委員の了承を得たということから、9月に債務負担行為の補正予算を提案したという趣旨により賛成する」との意見や、「今回の給食配送業務については、公平な入札を行うことを大前提に所管事務調査の中で協議してきており、直営で実施する案は、8月の中旬に出されたもので、短い時間の中で議論しており、不適切である。他市の民間委託の委託料と比較しても、金額的には安いところもあり、この債務負担行為の補正予算案に賛成する」との意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成少数により不承認とした次第でございます。

以上御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して討論を求めます。田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 議案第74号の補正予算については、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、9月議会で一度否決をされ、その後、10月臨時議会で再度提案されたものであります。11月に2回にわたる委員会における審査がありましたが、9月議会での審査と委員会での審査と異なる点については、直営で実施をしている長門市の状況を議員の一部、それから教育委員会、双方が現地を調査し、その結果に基づいて審査をしたということでもあります。

結論的に申し上げれば、直営のほうが低い経費でできるということ、そして安全な運行という点も長門市の例で問題がないということでもあります。教育委員会の提出した経費の比較では、直営のほうが経費が高くなるというデータを示しておりますが、これは職員の配置、監視システム等、根拠が明白でないものを含み、いわば経費を水増ししたものと言わざるを得ません。実質は、直営のほうが低い経費になるというふうに考えられます。

したがって、以上の理由により反対をいたします。

それから、さらにこの際申し上げますが、車の購入に伴う経費は、直営であれ、民間委

託であれ、市が車を所有するという内容であります。

したがいまして、債務負担行為が否決を9月議会でされ、車の購入に関する経費がそのまま残ったということは、直営でやるということにおいて、議会が車の購入の経費を残したと、こういうふうに解釈をしなければならないだろうと思います。

したがいまして、この辺については問題があると、市の教育委員会がこういった予算の執行をしていないことは問題があると、この点もつけ加えて申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 10番、高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） 本議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

給食は公教育の一環であることから、給食の配送に関しては食の安全を確保しつつ、迅速に、そして確実に行われるべきものであり、受託者においては、それを行い得るノウハウや信用などが必要と考えます。これまでの委託という体制の中で問題となることは見当たらず、新年度においても同様、安心・安全な体制でスタートできると考え、賛成をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りをいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

本案に対する委員長報告は不承認でありますので、原案について採決をいたします。本案は原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立少数でございます。よって、議案第74号は否決されました。

25番、田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議を動議として提出したいと思っておりますので、お取り計らい、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ただいま25番、田中議員より、学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか、御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りをいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。昼食は休憩を挟みまして、午後の開会は午後1時からといたします。それでは、暫時休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時 1分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議第5号学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議（追加）

○議長（安藤 二郎君） 休憩中に開催されました議会運営委員会におきまして、午前中に提出されました動議については、直ちに議題といたしたい旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

決議第5号学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議案を議題といたします。

ここで、決議案配付のため、暫時休憩といたします。

午後1時 2分 休憩

午後1時 3分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、提出者から、提案理由の説明を求めます。25番、田中健次議員。

〔25番 田中 健次君 登壇〕

○25番（田中 健次君） それでは、学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議について、提案の理由を御説明申し上げます。

内容については、お手元に配付の文書をごらんいただきたいと思います。9月定例議会で、一般会計補正予算として学校給食配送用車両購入に伴う経費、配送業務委託の債務負担行為が計上されておりました。これについては民間委託よりも直営のほうが安価であるとして、債務負担行為を削除する修正が可決されましたが、その際、民間委託であれ直営であれ、いずれの場合も配送用車両は必要となるため、その購入経費については原案の

まま可決をされたわけでありませう。

この債務負担行為については、10月臨時市議会で再度提案され、その審議が11月に行われましたが、その審議の過程で、この車両購入予算は執行をとめられて、その結果、来年3月末までの納車が不可能であるということが判明をいたしました。そのために教育委員会が今後考えられる選択肢としては、来年度も今年度の受託業者である日本通運株式会社防府支店と随意契約により給食配送業務を実施することであると、こういうことも明らかになったわけでありませう。

したがって、以下の点で問題があると思ひます。

1つは、民間委託であれ、直営であれ、来年4月からの給食配送に車両は不可欠であり、車両購入にストップをかけるということは、4月からの給食配送に混乱をもたらすということは当然考えられることであり、それをしなかったということは市民に対する背信行為ではないか。

また、市の自治基本条例の11条では、市長を除く執行機関の役割と責務、あるいは12条で、市の職員の責務を定めておられますが、その中で、公正かつ誠実な事務、あるいは職務を執行するということを定めておられます。こういったものにいわば反する内容になるのではないか。

それから、このまま推移すれば、ことしの3月市議会でなぜ問題視されたかということ、随意契約をするということについてであります。それがもう一年、あるいは4月から継続するということになるわけでありませう。こういった車両購入にストップをかけるということで、特定の業者に有利な形になるということは、行政の公平性の確保という点からも問題があるのではないか。

したがって、議会とすれば、教育委員会が9月市議会定例会で予算措置された配送用車両の購入手続に直ちに取りかかり、来年4月からの給食配送業務に万全を期するということを求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。今津議員。

○21番（今津 誠一君） 私は、学校給食配送用車両はこれまでの原則どおり、民間が

準備するべきであるということをごをこれまで主張してきました。

しかし、市が車両を購入して、民間に車両を貸せば、多数の業者が入札に参加しやすくなって、したがって、入札価格もこれまでよりぐっと下がることが間違いないであろうという判断、あるいは推測のもとに市の車両購入を認めたという記憶があります。

したがって、この民間委託が前提で車両購入の予算を認めたわけでございます。直営を前提に車両の購入予算を認めているわけではありません。

したがって、決議には反対いたします。私の考えとは全く筋違いの決議であるというふうに認識しております。

○議長（安藤 二郎君） 23番、藤本議員。

○23番（藤本 和久君） 反対の立場で討論をします。

さきの9月議会で可決された配送車両の購入費用は、配送業務の民間委託の入札において配送車両を保有している業者とそうでない業者とでは、入札の公平性が保てないから市が保有すべきという理由で補正予算を可決しました。

したがって、この予算は、民間委託が前提で執行できるわけで、本日民間委託が否決されましたので、当然この予算は執行できず、直営を前提に車両購入に係る費用を予算化する必要があると考えます。

決議案にあります配送車両は、民間委託であれ直営であれ、必要なものは必要なので、現予算で執行せよと、いかにも乱暴な物言いで、私は賛同できません。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 10番、高砂議員。

○10番（高砂 朋子君） この決議に対して同意する旨の討論をいたします。

これまでの審議の過程で、配送そのものは民間委託することを望み、討論をしてまいりましたが、先ほどの本会議におきまして債務負担行為否決という結果が出ました以上、文書表現には意見がございますが、車両を購入して保有することに関しては異論を唱えるものではございません。

よって、この決議には賛成をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りをいたします。本件については、反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。

決議第5号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、決議第5号については原案の

とおりの可決されました。

選挙第1号防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

○議長（安藤 二郎君） 選挙第1号を議題といたします。

これより、防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の任期が12月24日に満了となりますので、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものでございます。

なお、議案に参考資料を添付しておりますので、参考にしていただければと存じます。

お諮りいたします。本選挙につきましては、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本選挙は、指名推選によることといたします。

指名の方法についてお諮りをいたします。各行政区域ごとの代表議員による選考委員をもって選考をお願いするものとし、現在、議員のいない富海、野島、向島地区は、行政区域の議員の人数が多い区域から選考委員を選出することとしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選考委員を設けることといたします。

各行政区域ごとの委員につきましては、あらかじめ届け出をいただいておりますので、御報告を申し上げます。

富海地区、河杉議員、牟礼地区、田中敏靖議員、松崎地区、土井議員、佐波地区、田中健次議員、勝間地区、今津議員、華浦地区、青木議員、向島地区、重川議員、華城地区、大田議員、中関地区、佐鹿議員、新田地区、安藤議員、右田地区、三原議員、西浦地区、久保議員、大道地区、行重議員、小野地区、横田議員、野島地区、斉藤議員。

以上でございます。

ただいまの行政区域代表の議員さんに選考委員をお願い申し上げたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、この15名の代表の議員さんを選考委員とすることに決しました。

なお、選考委員の皆様には、慣例として各行政区ごとに1名の候補者を選出していただくことになっております。

また、今回から各行政区にとらわれない女性候補者を別に1名選出していただくことになりましたので、よろしくお願いをいたします。

来る12月19日の月曜日、予備日ではございますが、午前10時から選考委員会を開催し、選挙管理委員及び補充員の被指名人の決定をしていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、選考委員の皆様には、本日の会議終了後、1階第1委員会室に御参集いただきますようお願い申し上げます。

選任第4号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（安藤 二郎君） 選任第4号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第4号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、竹原豊壽氏、村武俊宏氏、栢田光則氏が12月18日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

竹原委員につきましては、平成11年12月から4期、12年間にわたり本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

村武委員、栢田委員につきましては、引き続き委員としてお願いするとともに、新たに福田昭二郎氏を委員としてお願いするものでございます。

福田氏は、昭和48年に山口県庁に入庁され、農林総合技術センター農業技術部長、同センター所長などを歴任され、本年3月に退職しておられます。

いずれの方も知識と経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第4号については、これに同意することに決しました。

選任第5号防府市監査委員の選任について

○議長（安藤 二郎君） 選任第5号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第5号防府市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市監査委員の和田康夫氏が12月21日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

和田委員には平成19年12月から4年にわたり、代表監査委員として本市の財務管理等に御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび新たに委員としてお願いしております中村恭亮氏は、昭和41年に山口県庁に入庁されて以来、平成15年3月末に退職されるまで多方面にわたり県行政の運営に携わってこられました。

在職中には、監査委員事務局監査課長、監査委員事務局参事などを歴任され、監査業務に精通されるとともに、行政運営に関してもすぐれた識見を有しておられ、本市の監査委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第5号については、これに同意することに決しました。

選任第6号防府市公平委員会委員の選任について

○議長（安藤 二郎君） 選任第6号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第6号防府市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市公平委員会委員のうち、金子省弑氏が12月31日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

金子委員は、平成11年4月に防府市等公平委員会委員に就任され、引き続き平成12年1月からは防府市公平委員会委員として12年8カ月にわたり人事行政に御尽力いただいておりますが、今期をもって退任されることになりました。今日までの御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび新たに委員としてお願いしようとする山根憲二氏は、昭和45年に防府市役所に入所され、財務部競輪局長、土木建築部住宅課長、生活環境部市民課長、監査委員事務局長、公平委員会事務職員などを歴任され、地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関し識見豊富な方でございますので、適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同

意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第6号については、これに同意することに決しました。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて

○議長（安藤 二郎君） 承認第8号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第8号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、本年4月6日に損害賠償の請求を求めて提訴された住民訴訟について、本市が勝訴したと同様の結果が得られたことに伴い、平成23年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

補正の内容につきましては、歳出において、応訴委託料の経費として101万2,000円を計上し、これと同額を予備費から減額したものでございます。

御承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） その応訴委託料は、どこの弁護士さんに払われるのか、お尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 支払い先でございますけれども、中山弁護士事務所でございます。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承

認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第8号については、これを承認することに決しました。

報告第26号有限会社野島海運の経営状況報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第26号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第26号有限会社野島海運の経営状況報告について御説明申し上げます。

去る11月16日、定時株主総会において平成23年度決算及び平成24年度事業計画の決定を見ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を報告するものでございます。

まず、平成23年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び貸借対照表附属明細にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと、1,797万2,198円の黒字となっております。

これにより、前期繰越損失金5,599万7,086円を合わせた3,802万4,888円が次期繰越損失金として処理されました。

平成24年度も引き続き離島航路整備法に基づく国庫補助航路として、国土交通省の査定に基づき、損失金への補助額が決定される予定となっております。

次に、平成24年度の事業計画でございますが、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送の安全確保に努めるとともに、早期の新船建造に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。20番、久保議員。

○20番（久保 玄爾君） 前払費用の中に船舶保険料がありますけど、損害保険ジャパンになっていますが、これの対象物件と金額が幾らになっているのか、保険の対象は船なんでしょう、幾らの保険に入っているか。今回、ちょっと壊れましたよね。それで、ちょっと聞いてるんですよ。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 保険額でございますけれども、一応2,100万円ぐらい

いただけるということで、今、聞いております。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 9 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 大変申しわけございませんでした。保険の上限額でございますが、2, 191万1, 000円となっているようでございます。申しわけございませんでした。

○議長（安藤 二郎君） 20番、久保議員。

○20番（久保 玄爾君） ちょっと確認しますが、保険料は150万円でいいんですかね。（発言する者あり）ええんですね。わかりました。はい、了解。いいですよ。

○議長（安藤 二郎君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 24年度会計、要するに23年の10月1日から24年の9月までの予定表ですけれども、事業計画に関する書類ですが、これが、先日11月23日ですか、の事故により全くごろっと変わってくるというふうに考えておりますが、まず現在の船の特別償却も800万円ぐらいいきなきゃいけないし、あるいは今の管理のためにも金がかかるでしょうし、あるいは廃船にすれば廃船のための経費もかかるでしょうし、その間どうするかということもあるんでしょうが、こういう、さきの取締役会で決まった事業計画が喫緊の課題として見直しをしなければいけないというふうに思いますが、それは議会にはいつごろ提示があるのかお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先般28日に臨時の株主総会を開催いたしました。これにつきましては、今「ニューのしま」の事故に関する処理の承認を主な議案としたところでございます。今後の事業計画等々につきましては、また、今の事故処理にかかわります経費云々等々の精査につきましては、またしっかり事故報告の概要が、事故報告といいますが、事故の原因とか、そういったものがわかった時点で、また新たに取締役会を開きまして、株主総会を開きまして、その中で御判断をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。市長。

○市長（松浦 正人君） 今、総務部長が申したとおり、臨時株主総会を適宜開催をいた

してまいります。そして、その結果につきましては、適宜行政報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ただいまの答弁を了としますが、要するに現在、今ここに提示されてあるのは仮置きの数値であるということで承知をしておきたいと思っております。できるだけ早く、また明確な資料が出ることを期待して質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第26号を終わります。

報告第27号契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第27号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第27号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、防府市立松崎小学校及び防府市立新田小学校のそれぞれの給食調理等一部業務委託契約につきまして御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者とそれぞれ締結したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。25番、田中健次議員。

○25番（田中 健次君） この2つの入札について、何者で入札をしたのか、それぞれちょっとお示しを願いたいのと、それとこれは予算に対する落札率というのか、予算に対してどれぐらいの金額で落札をしたのか、予定価格が示されればそのほうがいいわけですが、旧来こういったものについては予定価格を公表しないと思っておりますので、それであれば予算に対する落札率がどれぐらいであったのか、それぞれお示し願いたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） まず、入札の参加業者数でございますけど、松崎小学校、新田小学校、両方2者でございます。

それから、落札率といいますか、予算に対する比率でございますけど、ちょっと率はあれなんですけど、予算が7, 897万円でございます。これは松崎小学校、新田小学校、同じでございます。それに対して落札金額ということになります。ちょっと率の計算は、ちょっと今電卓を持っておりませんので。

○議長（安藤 二郎君） 25番、田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 落札率は予算に対する金額ですから、計算すれば済む話ですが、そうすると確認のため聞きますが、2つの業者がそれぞれ出ておりますけれども、1つずつですね、そうすると2者が応募して、松崎と新田を結果として分け合ったと、こういうような落札の結果ということになるわけでしょうか。そうすると何となく非常に入札の透明性に欠けるような感じがいたしますが、この辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） これは業者決定までの経緯におきまして、登録業者さんに御案内をいたしまして、最初の説明会には7者ほど来ておられました。参加表明があったのが、その中で2者ということになりました。その上で、資格審査をいたしまして、2者で入札というようなことになりました。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございますか。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 補足で質問したいんですが、まず予算が7, 897万円ということですが、予定価格が幾らであったのかを教えてください。これは契約をしているわけですから、予定価格は、普通この場合は公表されるべきであると、今までも公表されていたと。議決案件であれば公表はされないでしょうけども、こういう報告案件は、予定価格は報告されているはずだということが一つ理由でございます。

それと、松崎小学校、それから新田小学校、それぞれ今まではどこの会社がとっていたのかということと、過去3年間かもしれないませんが、3年間であれば3年間ということで、今までの契約金額は幾らであったのかということをお尋ねしたい。

もう一つは、説明会に7者来られて、入札資格がどうのこうのと今説明がありましたが、入札資格を審査した結果、2者を入札資格がないとしたのか、いや、そうではなくて、入札資格は7者あるんだけど、応札が2者だったのか、その辺の経緯を教えてくださいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） まず、予定価格でございますけど、業務委託の場合、予定価格は事後においても公表していないというふうに聞いております。

それから、7者から2者になった経緯でございますけど、最初の現場説明会的时候には

7者来られておりました。その中で、参加表明書を出されたのが2者ということです。ですから、その2者について、選定委員会で業務を受託するにふさわしい業者かどうかというのを審査いたしました。2者とも水準以上ということになりまして、その2者で入札を行ったということでございます。

それから、現在の業者がどうかということでございますけど、松崎小学校、新田小学校ともに、ここに書いてあります新たに契約する業者さんが現在、業務を行っておられます。

それから、それぞれの現在の契約金額でございますけど、松崎小学校が――現在の契約は3年間の契約ですので、1年の契約に直しますと、今回落札された金額と同額でございます。

それから、新田小学校につきましては、これは1年間の金額に直しますと、1,344万円ということで、わずかに今回の金額のほうが上がっているということです。端数程度上がっているという結果でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか、土井さんいいですね。8番、木村議員。

○8番（木村 一彦君） 確認ですけど、松崎と新田は、それぞれ西日本フードサービスと大新東ヒューマンサービス、これがそれぞれ、この2者が両方に応札したということですか。これ以外の会社は入札に参加してないんですね。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） どちらにおきましても、西日本フードサービス株式会社さんと大新東ヒューマンサービス株式会社さんが2者ということで入札されております。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第27号を終わります。

報告第28号契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第28号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第28号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、防府浄化センター1・2系最終沈殿池機械設備改築外工事請負契約

について御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しをいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第28号を終わります。

議案第75号防府市環境基本計画について

○議長（安藤 二郎君） 議案第75号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第75号防府市環境基本計画について御説明申し上げます。

現在の防府市環境基本計画は、平成18年に制定した防府市環境保全条例に基づき策定した計画でございます。

近年、環境意識の高揚や地球環境の悪化、エネルギー問題の深刻化など、環境保全を取り巻く諸状況や対応は、大きく変化しております。

こうした中、現計画の目標年次が間近に迫りましたことから、将来にわたり環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくために、新たに平成24年度から平成33年度までの計画を定めようとするものでございます。

この計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための新たな指針となるもので、「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標として、基本的な施策や施策ごとの具体的な取り組みなどを明らかにしたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りをいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第75号については、

教育民生委員会に付託と決定いたしました。

議案第76号第二次防府市生涯学習推進計画について

○議長（安藤 二郎君） 議案第76号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第76号第二次防府市生涯学習推進計画について御説明申し上げます。

現在の防府市生涯学習推進計画「学ぼうやプラン」は、平成12年3月に策定したものでございます。

近年、少子高齢化の進行、高度情報化の進展など、社会環境は大きく変容し、また家庭・地域における教育力向上の必要性が言われてまいりました。

さらに、近年の教育基本法の改正などにより、生涯学習のあり方につきましても、新たな課題に対して重点的に対応することが求められております。

こうした中、本市の生涯学習施策を総合的かつ体系的に推進するため、現在の計画を見直し、今後10年間の生涯学習推進施策の指針となる新たな計画を定めようとするものでございます。

計画の策定に当たりましては、市民の皆様の御意見を広くお聞きするとともに、「第四次防府市総合計画」との整合性に留意しながら、全庁体制で策定いたしました。

この計画は、「豊かな学びでつながる 人と地域が元気なまち 防府」を基本理念とし、「いつでもどこでも学べる環境づくり」、「ひとりひとりがきらめく人づくり」、「学びを通じてつながる地域づくり」の3つを基本目標といたしまして、活気にあふれる元気な生涯学習のまちを目指すものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りをいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第76号については、教育民生委員会に付託と決定いたしました。

議案第 77 号 指定管理者の指定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 77 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 77 号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、防府市地域協働支援センターに係る指定管理者の指定期間が平成 24 年 3 月 31 日をもって満了となりますので、指定管理者の再指定を行おうとするものでございます。

指定候補者を選定するに当たりましては、指定候補者選定委員会を開催し、公募により申請のあった団体からの提案価格と提案内容について審査した上で決定いたしております。

お手元にお示しいたしておりますとおり、平成 29 年 3 月までの 5 年間について特定非営利活動法人「市民活動さぼーとねっと」を防府市地域協働支援センターの指定候補者として選定いたしましたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。7 番、三原議員。

○7 番（三原 昭治君） 今、指定管理者の指定で、これ、指定委託料は幾らになるのか、前回の 21 年度から 3 年間の委託料は幾らだったのかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 委託料でございますけれども、債務負担行為としてお願いいたしておりますのは、毎年 3,400 万円をお願いしているところでございます。5 年間の債務負担行為を組まさせていただいているところでございます。前回と同じでございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第77号については、原案のとおり可決されました。

議案第78号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議案第79号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

○議長（安藤 二郎君） 議案第78号及び議案第79号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第78号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について並びに議案第79号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について一括して御説明申し上げます。

まず、議案第78号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてでございますが、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、平成24年3月31日限り、常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から周南東部環境施設組合を脱退させ、また同年4月1日から住民の交通災害共済に関する事務を共同処理する団体に周南市を加えることに伴い、関係地方公共団体と協議して、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約を変更することについてお諮りするものでございます。

次に、議案第79号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてでございますが、さきに申し上げましたとおり、周南東部環境施設組合を事務を共同処理する団体から脱退させることから、これに伴う財産処分についてお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号及び議案第79号の2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第78号及び議案第79号の2議案については、原案のとおり可決されました。

議案第80号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第80号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第80号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、スポーツ振興法の全部を改正したスポーツ基本法が施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、近年、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツの推進のための事業に係る連絡調整が重要性を増していることから、スポーツ基本法において、体育指導委員にかえてスポーツ推進委員が置かれたとともに、体育指導委員をスポーツ推進委員とみなすこととされたことに伴い、本市においても委員の名称を改めるものでございます。

よろしく御審議、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第80号については、原案のとおり可決されました。

議案第81号防府市特別職報酬等審議会条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第81号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第81号防府市特別職報酬等審議会条例中改正について御説明申し上げます。

特別職報酬等審議会の所掌事務につきましては、議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額について意見を述べる旨が定められておりますが、このたび市長及び副市長の退職手当の額並びに非常勤の行政委員の報酬の額につきましても審議会の御意見をいただくため、所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第81号については、原案のとおり可決されました。

議案第82号職員の給与に関する条例等中改正について

議案第87号平成23年度防府市一般会計補正予算（第12号）

議案第89号平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第90号平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 9 1 号平成 2 3 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 2 号平成 2 3 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 4 号平成 2 3 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 9 5 号平成 2 3 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 9 6 号平成 2 3 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第 8 2 号、議案第 8 7 号及び議案第 8 9 号から議案第 9 2 号、並びに議案第 9 4 号から議案第 9 6 号までの 9 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 8 2 号職員の給与に関する条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、職員の給与の改定についてお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございますが、人事院の国家公務員給与の改定の勧告に準じて、給料を本年 1 2 月から 0. 2 % 引き下げるとともに、本年 4 月からこの改定の実施前までの期間に係る給与の官民較差相当分を解消するため、本年 1 2 月に支給する期末手当において、減額の調整を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 続きまして、補正予算関係の御説明を申し上げます。

ただいま議案第 8 2 号で提出をいたしております職員の給与に関する条例等中改正についてにかかわります職員の給与の改定並びに職員数の変動等に伴います給料、職員手当、共済費等の補正をお願いいたしますものでございます。

それでは、一般会計と特別会計に分けて御説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、議案第 8 7 号平成 2 3 年度防府市一般会計補正予算（第 1 2 号）について御説明申し上げます。

最初に、給料、職員手当、共済費等の補正の内容につきましては、4 6 ページの給与費明細書の補正をお開きください。

その 4 6 ページにおきましては、長等の共済費の補正を計上いたすとともに、4 7 ページから 4 8 ページまで、一般職にかかわります給料、職員手当及び共済費の補正の総額及び増減額の明細を計上いたしております。

また、補正につきましては、4ページの議会費から42ページの教育費まで各費目に振り分けております。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、44ページで、補正後の予備費を9億1,802万3,000円といたしております。

続きまして、特別会計でございますが、議案第89号から議案第92号まで及び議案第94号から議案第96号までの7議案につきまして一括して御説明申し上げます。

競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、索道事業特別会計、青果市場事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の計7会計につきましては、給料、職員手当及び共済費の補正を計上いたしております。

議案第87号で提出しております一般会計補正予算と同様の補正をお願いいたしますのでございます。

あわせてよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。5番、山本議員。

○5番（山本 久江君） 議案第82号職員の給与に関する条例等改正につきまして、並びに一括上程されております関連する補正予算につきましては、反対の立場を表明したいと思っております。

今回の条例改正は、市職員給与を人事院の国家公務員給与の改定の勧告に準じまして改定しようとするものでございます。御承知のように、2011年人勧は3年連続となるマイナス勧告でございまして、全国的には公務員の平均年間給与は1998年から13年間で、これは全国的な資料でございますけれども、72万4,000円もの引き下げと言われております。職員のさらなる生活悪化をもたらし、そればかりか公務員の給与水準が地域経済に与える影響は大変大きく、消費の冷え込み、さらには民間を含めたすべての労働者の賃金にも影響してまいります。

県内他市では、独自のカットを行っているとはいえ、人勧に準じての改定を見送ったところもございまして、防府市は職員削減が進みまして、ラスパイレス指数も県内で10番目となっております。事務量は増え、市職員の労働環境、ますます厳しくなっているのが現

状でございます。

先日、県知事の記者会見が行われました。県は人事委員会の勧告制度の中で独自の給与カット等を行って、人勸とは違った給与改定を行っておりますけれども、来年度から職員の給与をもとに戻す――管理職を除くでございますが、職員の給与をもとに戻すということを出しました。そのことをマスコミから問われて、知事はこのように述べておられます。「財政状況が悪いからといって、職員に常に犠牲になってもらうというのは、やはり士気にもいろいろ影響が出てきますので、基本的には避けるべきであると思っております」、こういうふうに述べておられます。

まさに、このような時期、相次ぐマイナスの給与改定は、職員の士気にも影響してくるものと思います。生活と仕事への誇り、あるいは働きがいや踏みにじるような3年連続のマイナス勧告、それに準じたこのたびの改定には賛成しがたいということをお述べして、討論いたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。25番、田中議員。

○25番（田中 健次君） 今回の人事院勧告に絡むものについては、内容的には引き下げという形で、これが数年続いているということで、これが地域経済に与える影響というものも当然あります。

そういった意味で、内容的には不満足なものではありますけれども、しかし、これが労使合意という形で、既にされておるといふ形のものでありますので、そういったものを尊重するという立場で賛成をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、討論を終結してお諮りをいたします。ただいま議題となっております9議案については、反対の意見もありますので、起立による採決いたします。

議案第82号、議案第87号及び議案第89号から議案第92号、並びに議案第94号から議案第96号までの9議案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第82号、議案第87号及び議案第89号から議案第92号、並びに議案第94号から議案第96号までの9議案については、原案のとおり可決されました。

議案第 8 3 号防府市手数料条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 8 3 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 8 3 号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、山口県知事と協議を行ってまいりました県が行う火薬類取締法及び武器等製造法に基づく火薬類、猟銃等の製造、販売の許可などに関する事務の権限移譲についてこのほど協議が調い、平成 2 4 年 4 月 1 日から本市で処理することとなることから条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、火薬類取締法及び武器等製造法に基づく火薬類、猟銃等に関し、製造や販売の許可、また、それらを行う工場や店舗の移転に関する許可や保安検査など、このたびの権限移譲に伴い新たに生ずる審査事務の手数料を新設しようとするものでございます。

なお、今回、新たに規定いたします本市の手数料の額につきましては、事務の移行による混乱を生じさせないようにするとともに、県内で既に権限移譲を受けている自治体との均衡を保つ上から、山口県や当該市で定めているものと同様に整備することといたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。2 5 番、田中健次議員。

○2 5 番（田中 健次君） この権限移譲についてでありますけれども、いわゆる地域主権改革一括法、第一次の一括法、それから第二次の一括法というものがことし決まったわけで、そういったものが、来年の 4 月からというものがあるわけですが、それとの関係で、これは、いわゆる第一次一括法、第二次一括法に関するものなのか、それともそれ以前から懸案になっていたものなのか、その辺のちょっと位置づけだけお教え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この件につきましては、県のほうからの移譲でございますので、地域主権改革一括法の関係ではございません。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 3 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 8 4 号防府市特別会計条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 8 4 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 8 4 号防府市特別会計条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、同和地区住宅資金貸付事業特別会計を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。

同和地区住宅資金貸付事業につきましては、「地方改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、特別会計において経理し、平成 8 年度末に当該貸付事業を廃止した後も滞納による赤字分を一般会計から繰り入れることなく、特別会計において償還事務のみを行ってきたところでございます。

しかしながら、同和地区住宅資金貸付事業につきましては、県内他市の多くが一般会計で経理している状況にありまして、本市におきましても、事業を廃止し、年月が経過する中で、特別会計による経理の必要性が薄れてまいりましたので、同和地区住宅資金貸付事業特別会計を廃止した上で、平成 2 4 年度から一般会計において経理を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） この議案に対しては賛成をいたしますが、意見だけ述べておきたいと思います。

特別会計をもって措置をされておきまして、先ほど市長さんが説明されましたように、一般会計からの繰入金を充てることなく、赤字分は繰上充用金ということで整理をされておりましたから、逐一その時点時点での滞納額が幾らであるのかということが明確にされておりました。

しかし、一般会計に包含されるということは、それが見えない形になりまして、防府の方言で言う、だんだんあというふうな形になってくるおそれがあります。

ですから、賛成はいたしますが、今後も本来同和貸付特別会計であったとしたらどのぐらい滞納があったのか、あるいは増えるのか減るのかということを明確に、折々議会のほうに報告をしていただきたいと。

でない、先ほどの説明会では滞納処分等々についての手続も含めて検討するとありましたが、もう既に本来、特別会計のときから法的な措置を講じなきゃいけなかったんですが、多分講じられていないというふうに思います。一般会計になったから繰入金と同じ形で一般財源を充当するような形になるわけですから、そこら辺のところは、借りたものは返してもらうという基本的な姿勢に立って、明確に処理をされるよう要望しておきたいと

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第84号については、原案のとおり可決されました。

議案第85号防府市奨学資金貸付条例中改正について

議案第86号防府市奨学生選考審査会条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第85号及び議案第86号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第85号防府市奨学資金貸付条例中改正及び議案第86号

防府市奨学生選考審査会条例中改正について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第 85 号防府市奨学資金貸付条例中改正についてでございますが、本市の奨学生に対し、より手厚い支援を行うとともに、奨学資金制度をより利用しやすい制度とするため、一般奨学金の貸付金額を月額 2 万円から月額 3 万円とするとともに、貸し付けた奨学金の返還期間についても貸付期間の 2 倍以内から 2.5 倍以内に延長する改定を行おうとするものでございます。

次に、議案第 86 号防府市奨学生選考審査会条例中改正についてでございますが、防府市奨学生選考審査会委員の運営をより充実したものとするため、審査会の委員の対象となる者の範囲のうち、高等学校長について見直しを行おうとするものでございます。

よろしく御審議、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております 2 議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 85 号及び議案第 86 号の 2 議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 85 号及び議案第 86 号の 2 議案については、原案のとおり可決されました。

議案第 88 号平成 23 年度防府市一般会計補正予算（第 13 号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第 88 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第 88 号平成 23 年度防府市一般会計補正予算（第 13 号）について御説明申し上げます。

まず、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,996 万 3,000 円を追加いたしまして、補正後の予算総額を 374 億 3,779 万 7,

000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますように、議会だより印刷経費、市広報印刷経費、教職員健康診断業務委託及び児童・生徒心電図検査業務委託につきまして、平成24年度までの債務負担を設定するとともに、街路整備事業収用業務委託につきまして、平成25年度までの債務負担を設定いたしております。

第3条の地方債の補正につきましては、6ページの第3表にお示しいたしておりますように、街路整備事業及び災害復旧事業にかかわります限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりその主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ上段の10款地方特例交付金1項地方特例交付金の1目地方特例交付金につきましては、国の追加の交付決定によりまして、児童手当及び子ども手当特例交付金の増額を計上いたしております。

次に、同じページ下段の15款国庫支出金1項国庫負担金の1目民生費負担金につきましては、障害福祉サービスを利用される方が増加しましたことによりまして、障害者介護・訓練等給付費負担金の増額を計上いたしております。

また、児童扶養手当の申請件数が増加しておりますので、児童扶養手当給付負担金の増額を計上いたしております。

次に、10ページ上段の16款県支出金1項県負担金の1目民生費負担金につきましては、先ほど国庫負担金で御説明申し上げましたが、障害者介護・訓練等給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に、同じページ下段の2項県補助金の2目民生費補助金につきましては、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金、子育て支援特別対策事業費補助金の増額を計上いたしております。

次に、3目衛生費補助金につきましては、本年度から県立総合医療センターが地方独立行政法人化に移行しましたことに伴いまして、産科医等確保支援事業に総合医療センター分の分娩手当の支給に関する事項が追加されましたので、産科医等確保支援事業費補助金の増額を計上いたしております。

次に、5目農林水産業費補助金につきましては、新たに園芸作物の生産機械の整備に取り組む集落営農法人等を支援する事業に対しまして、園芸作物の生産機械整備事業補助金を計上いたしております。

次に、12ページ上段の3項委託金の1目総務費委託金につきましては、海区漁業調査委員会委員選挙費及び県議会議員選挙費の精算により、委託金の減額を計上いたしております。

次に、同じページ下段の18款寄附金1項寄附金につきましては、新たに2目教育費寄附金といたしまして、防府市向島、竹村荘一郎様から御寄附をいただきました中学校の図書充実のための指定寄附金を計上いたしております。

次に、14ページ上段の21款諸収入6項雑入の3目雑入につきましては、学校教育課雑入といたしまして、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金を計上いたしております。

次に、同じページ下段の22款市債1項市債の7目災害復旧債につきましては、和田峪用水路外1カ所の農業用施設及び林道地吉支線外2路線の林業施設に係る災害復旧事業に農林水産業施設災害復旧債を計上いたしております。

また、8目地方道路等整備事業債につきましては、街路事業の工事費等の減額に伴いまして、地方特定道路整備事業債の減額を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

16ページ下段の2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、議案第81号で提案しておりますように、特別職報酬等審議会の所掌事務の追加に伴いまして、審議会の開催回数が増加いたしますため、審議会の開催に係る諸経費の増額を計上いたしております。

次に、3目文書広報費につきましては、地域主権推進一括法等の施行に伴います本市の例規の整備に関しまして、必要とする具体的な例規を調査等するための委託料を計上いたしております。

また、18ページから23ページまでの4項選挙費につきましては、4月10日に執行されました県議会議員選挙費及び5月12日に執行されました海区漁業調査委員会委員選挙費等に係る経費につきましては、その精算に伴う減額補正を計上いたしております。

次に、24ページ上段の3款民生費1項社会福祉費4目高齢者福祉費につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度分を計上するとともに、介護基盤緊急整備特別対策事業に小規模多機能型居宅介護事務所が実施いたします火災報知設備の整備が追加されましたので、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の増額を計上いたしております。

また、平成22年度補助事業費の確定に伴いまして、県返還金及び山口県後期高齢者医療広域連合返還金を計上いたしております。

次に、5目障害者福祉費につきましては、愛光園のブロック作業棟の解体工事費を計上

するとともに、障害福祉サービスを利用される方が増加しておりますので、訓練等給付費助成、特定障害者特別給付費助成、介護給付費のそれぞれを増額補正いたしております。

また、平成22年度補助事業費の確定に伴います障害者介護・訓練等給付費負担金等の国・県返還金を計上いたしております。

次に、26ページ上段の2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、助産扶助費の申請件数が当初の見込みより増えておりますので、増額補正をお願いをいたしております。

次に、2目児童措置費につきましては、平成24年度から保育料の算定方法が変更となりますため、電算システム改修の委託料を計上するとともに、保育所施設整備費補助金の増額を計上いたしております。

次に、3目ひとり親福祉費につきましては、児童扶養手当の申請件数が当初の見込みより増えておりますので、手当の増額を計上いたしております。

次に、同じページ下段の3項生活保護費の2目扶助費につきましては、平成22年度決算に基づき、生活保護費等の国返還金を計上いたしております。

次に、28ページ上段の4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健対策費につきましては、総合医療センターに係る分娩手当の支給について、事業の実施主体が県から市へ移行されましたので、産科医等確保支援補助金の増額を計上いたしております。

次に、6目環境対策費につきましては、住宅用太陽光発電システム設置費の補助にかかわります申請件数が当初の見込みより増えております。そのため、補助金の増額を計上いたしております。

次に、同ページ下段の6款農林水産業費1項農業費の2目農業総務費につきましては、青果市場の施設補修費に不足が生じたので、青果市場事業特別会計に対する繰出金の増額を計上いたしております。

次に、3目農業振興費につきましては、新しく集落営農法人等の機械整備によります産地拡大等の取り組みを支援いたしますため、園芸作物の生産機械整備事業補助金を計上いたしております。

次に、30ページ上段の8款土木費2項道路橋りょう費の3目道路新設改良費につきましては、市道天神前植松線道路改良事業にかかわります用地買収費と補償費の組み替えをお願いするものでございます。

次に、同じページ下段の6項都市計画費の2目街路事業費につきましては、市道新橋牟礼線道路改築事業につきましては、先ほど債務負担の設定で御説明申し上げました収用業務にかかわります鑑定委託料を計上するとともに、工事費等の減額を計上いたしております。

次に、32ページ上段の10款教育費3項中学校費の1目学校管理費につきましては、歳入の寄附金の項で御説明申し上げましたが、華陽中学校図書充実のための指定寄附金を受けまして、図書購入費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の5項保健体育費の1目保健体育総務費につきましては、学校管理下での災害にかかわる医療費等の支払いを行っている日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、給付額が当初の見込みより増えておりますので、給付金の増額補正をお願いをしております。

次に、34ページ上段の11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費の2目林業施設災害復旧費につきましては、林道地吉支線の災害復旧工事費等を計上いたしております。

次に、同じページ下段の2項土木施設災害復旧費につきましては、平成21年災害の復旧工事にかかわります国庫負担金の一部を返還する経費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、36ページで、補正後の予備費を7億8,016万7,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 1点、もう既に何度か説明があったのかもしれませんが、失念しておりますのでお尋ねをしたいんですが、32ページ、33ページの保健体育総務費で、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の案件ですけれども、これはどういう、学校での事故であった事案であったのかをちょっと教えていただきたいということが1点。

もう一点は、副市長の議案の説明で、海区漁業調査委員会というような発言が二度にわたってあったんですが、私の知る限り海区漁業調査委員会というのはないということ指摘しておきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 32ページの保健体育総務費の給付金についてでございますが、これは牟礼中学校におきまして、生徒がガラスにぶつかって、顔と腕にけがをしたということに対する給付でございます。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 訂正をさせていただきたいと存じます。

正しくは「海区漁業調整委員会」でございます。申しわけございません。

○議長（安藤 二郎君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今の牟礼中学校の案件ですが、いつ発生したのかだけ教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 事故がありましたのは、平成22年の7月でございます。

○議長（安藤 二郎君） 25番、田中健次議員。

○25番（田中 健次君） 16ページ、17ページの文書広報費で、地域主権改革推進業務委託料という形で75万4,000円ということで、先ほど例規集の調査というようなことでありましたけれども、この地域主権改革でどういう形のものが今後ここで必要になってくるのか、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） このたびの地域主権一括法の改正によりまして権限移譲が起こってくるわけでございます。その中で、今まで省令とか政令で義務づけとかされていた部分が、その地域地域の条例のほうに落とし込む必要があるわけでございますが、そうした中で、落とし込むに当たってどういった条例が該当するとか、そういった調査をする経費でございます。

○議長（安藤 二郎君） 25番、田中健次議員。

○25番（田中 健次君） そういう義務づけ、枠づけの話になりますと、ちょっと私、一般質問で今回通告しておりますので、それに少しゆだねることにしますけれども、こういった調査というのは委託をしないとできないものなのか、要するに地方分権、あるいは地域主権という形で、権限が各、いわゆる基礎自治体にまでおりてくるわけです。

そうなった場合にそれを、これ、どういうところに委託するのかわかりませんが、こういうものを委託をしなければならないというのもちょっとどうかと思うんですけれども、地域分権、地域主権と言われながら、その受け皿的に、職員のそういう政策法務能力がないということをこれで示されるのか、よくわかりませんが、いろんな形でどんなものが該当するかというのは、ある程度、本などにしてまとめられてきているわけです。

そういったものを、いわゆる各課が、文書担当の職員なりが精査をしてやっていくということで、地方分権の前は、いわゆる準則だとか、条例、つくるのは、中央の省庁の役人が準則をつくって、それに市の名前を入れたり、町の名前を入れて、それである程度物事が解決していくと、それが地方分権という形で準則などを示さなくなって、各自治体の職員のそういう法務能力が問われるようになってきたわけですが、そういう時代になったら、今度は業務を委託すると、いわゆる業者さんに委託するというのは少し情けない話ではないかと思うんですが、こういったものは委託をしないとできないものなのか、ちょっとその辺の考え方だけお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 議員さんおっしゃることもわかるわけでございますけれども、これにつきましては、経過措置はございますけれども、同時に変えていかななくてはならないということで、項目的にもこれ、ちょっと今、全体で何事務という把握は、ちょっと今、数字を持ち合わせておりませんが、100以上の関係条項を見直す必要があるということで、より専門的な知識を持っていらっしゃる業者さんをお願いするほうが、より正確にできるということで、こういった判断をしたわけでございます。職員がやれば、当然時間がかかるということもございます。迅速に対応する必要があるということで、今回お願いをしたところでございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りをいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第88号については関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第93号平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第93号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第93号平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

青果市場につきましては、現在地での業務開始以降、20年余りが経過しております。施設が老朽化しておりまして、計画的に補修を進めているところでございますが、今般、食堂内厨房設備等にふぐあいが生じまして、補修費が不足いたしますことから、施設補修にかかります所要の補正をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、歳出では、修繕料の増額を計上いたすとともに、歳入では、一般会計繰入金として、これと同額を計上いたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第93号については、産業建設委員会に付託と決定いたしました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の本会議は、12月7日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

午後2時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年11月30日

防府市議会旧議長 行 重 延 昭

防府市議会新議長 安 藤 二 郎

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 今 津 誠 一

防府市議会 議員 山 下 和 明